平成２３年（フ）第１５２号
愛知県日進市栄３丁目2005番地
債務者　有限会社マックスカンパニー
代表者取締役　吉田　三樹
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２号
愛媛県四国中央市中之庄町120番地１
債務者　有限会社サンコー
代表者代表取締役　鈴木　將史
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯継一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午前10時30分
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第２７７号
札幌市白石区米里１条２丁目14番15号
債務者　株式会社マスカル
代表者代表取締役　菅原あけみ
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午後３時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５号
山梨県富士吉田市上吉田３丁目12番20号
債務者　有限会社エポー企画
代表者代表取締役　中村　　剛
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　信崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第５７６号
埼玉県行田市大字下須戸942番地１
債務者　株式会社平塚組
代表者代表取締役　平塚ちず子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前11時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３２号
長野市中御所岡田町222番地の１
債務者　株式会社信濃出版企画
代表者代表取締役　砂山　　栄
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍口　基樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午前10時
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７３６号
岐阜県羽島市竹鼻町3131番地の１
債務者　株式会社きもの処野村屋
代表者代表取締役　野村　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午前10時40分
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０３２号
大阪府泉南市信達牧野520番地の４
債務者　株式会社ナカヨモケミカル
代表者代表清算人　南　　博文
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２９号
香川県高松市木太町1577番地
債務者　谷口　　勲
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝口　耕司
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１９７２号
仙台市若林区六丁の目南町４番17号　アヴァンセ六丁の目Ⅱ―205
債務者　吉田　彦光
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小向　俊和
4　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
群馬県前橋市富田町1483番地１
債務者　中野　正幸
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　守永
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第６０号
名古屋市緑区武路町2510番地
債務者　野村　貴昭
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　了嗣
4　破産債権の届出期間　平成23年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８号
愛知県日進市香久山３丁目906番地
債務者　徳田多喜男
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　纐纈　和義
4　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第６０号
千葉市若葉区桜木５丁目４番18号　メインステージ千葉桜木町103
債務者　本宮　英造
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　真吾
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７２号
千葉県市原市五井2228番地３ニューウェイハイツ202
債務者　安部実三登
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　祐輔
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１号
新潟県新発田市城北町３丁目４番６号、前住所新潟県胎内市下館367番地
債務者　榎本　新一
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　破産債権の届出期間　平成23年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部